### 經濟論叢

#### 第七十四卷 第六號

勞使協議制 Joint Consultation について田	杉		競	(1)
明治初期のインフレーション眞	藤	素		(18)
死亡率について谷	山	新	良	(38)

[昭和二十九年十二月]

### 京都大學經濟學會

一八

## "明治初期のインフレーシ"ン"

----日本インフレーション史---

眞

藤

素

しがき

は

第四章 インフレーションの限界と克服第三章 インフレーションに對する政府の對策第二章 インフレーションに関する政府の對策第一章 明治十年以前の紙幣流通狀況

しがき

は

究によつて避けたいという希望の下におこなつたものである。この論文においては、Hインフレーションの本質把 的思索の空轉を、その歴史(それはそれぞれの時代の特殊な諸條件によつて制約された現質の歴史でもある)の研 との論文の對象は、 明治十一一十四年のインフレーションである。インフレーションに闘するわたし自身の論理

握を現質によつて檢證すること、日インフレーションの本質を明確に把握することの決定的な重要さを證明するこ

とに焦點を合せつつ、インフレーシ ションの政策性にも簡單に言及したつもりである。 ョン下の諸現象の究明、 及びインフレ ĺ シ ョンに對する政府の對策を檢討した。

さらにインフレー

## 第一章 明治十年以前の紙幣流通狀況

を最高として九年(六月)には一圓となつている。 年に至るまで政府紙幣は安定し、 紙幣を漸次とれに統一整理する方策を立てるに至つて、ここに幣制整備の緒口が開かれてくる。かくて以後明治十 さらに廢蕃置縣(四年)により絕對的覇權を確立した新政權が、この權力によつて新紙幣を發行し(五年)、 右の四 が絕對主義的强力的强制策を拋棄し、經濟法則に則した方策を決定するととによつて間もなく殆ど解消する(五年)。 政官札の如きは政府の種々な強制策にもかかわらず正貨に對して六割餘の下落を示した。 かれる。 らなければならなかつたため、 る。すなわちその使命の遂行には巨額の財政賃金を必要とするに對し、それが調達は主として不換紙幣の發行 をその歴史的使命として發足した。 徳川封建性の崩壊後、 强力な對抗勢力をもつ幼弱な新政權によつて發行されたこれらの紙幣は、當然强制通用力を持ち得ず、太 明治政府は絶對主義政権としての自己を確立すると共に、資本の本源的蓄積の强力的逐行 太政官札等四種の紙幣が相次いで發行され、ここに明治初期幣制の紊亂の端緒が開 銀紙の差はとれを洋銀の市場價格についてみれば、 明治初期の幣制は、新政権のこのような歴史的使命によつて規定されたのであ 八年 (三月) の一・〇五一圓 しかしながらこれは政府

行された正貨兌換の銀行券があつた。 紙券にはこのほかに、 政府紙幣の整理・資木の木源的蓄積を目的とする國立銀行條令(五年公布) これは相次ぐ入超・金銀比價變動による金・銀の海外流出のため發行不能に に基づい て發

/明治初期のインフレーション#

第七十四卷 三八四

九

第七十四卷

陥り、その流通額は九年に至るまでは極めて微々たるものであつた。

- (1)束したのである。 ることにしたが多くは新紙弊と交換された(「紙弊整理始末報告」明治前期財政經濟史料集成第十一卷一九三頁 二年五月の布告により、五ケ年間にすべて正貨と変換し、期限内に交換未濟のものに對しては年六分の利子を附すことを約 囚みに明治五年期限が到來したが交換を實行し得ず、五年・六年の布告によつて金札引換公債證書と交換さ
- ② 「貨政考要」明治前期財政經濟史料集成第十三卷二三 1 ~ 二頁
- 本節の敍述に關しより詳しくは拙稿「日本における金本位制の成立」(「經濟論護」第七十三卷第六號)を参照されたい。

# 第二章 インフレーションの原因及びその諸現象

るゆえんが先ず解明される。 の役の戦費調達を直接の原因として發生した。したがつて以下においては、右の戦費の調達がインフレの原因とな 次ぎ、十年一月四南の役が勃發した。十一年以後のインフレーションは右のような紙幣增發傾向を遠因とし、 つたのではある。他方、明治九・十年には沒落士族の反亂が頻發し、熊本敬神黨の鼠・秋月の亂・干薬の亂等が相 への貸付・為替會社處分質金等に支出されて獅次增發の傾向を示し、これが來るべきインフレーションの遠因に さて新紙幣は當初の發行目的―紙幣の統一より逸脫して一時の歲入不足の補填(すなわち繰替發行紙蜂) 開拓 西南 使

ら次のような方法によつて調達された。 る狀勢においては公債の民間公募による職費調達は不可能でありまたその餘裕もなかつた。そこで、職費はもつば 明治九年末の國質總額は五三〇〇萬圓、さらに十年には金錄公賃一七〇〇〇萬圓の發行が豫定されて居り、 かか

VI第十五銀行よりの借入金。この説明のためには、 國立銀行條令の改正(九年)に遡る必要がある。 國立銀行券

		第一	教	單位于	-14
年次	新貨弊	第 一 種 政府紙弊	繰替發 行紙幣	銀行紙幣	合 計
明治					
6年	53,878	97	5614	912	152,345
7年	52,566	96	5556	822	149,926
8 年	45,848	101	,554	327	147,637
9 年	47,700	105	5,880	1,684	155,233
10年	~	93,835	11,961	19,164	119.149
11年	_	119,800	19,618	25,139	165,697
12年		114,190	16,118	33,752	164,354
13年	_	108,412	16.528	34,398	159,366
14年	-	105,905	13,000	34,375	153,302

- (1)
- (2)
- (3)- 五〇四頁

が、その價格の下落による舊封建的支配階級の動搖を恐れ、彼等を資本制生産に引きいれるために條令を改正したの である。改正條令によれば、公債を低當として銀行券を發行し、その兌換準備は從來の金貨を廢して政府紙幣とし

政治的原因は華士族の家錄處分である。すなわち政府は巨額の金錄公債の發行を企圖していた

の發行が著しく困難であり、その流通が微々たるものであつたことについては先に述べたが、

これを條令改正の

經

濟的原因とすれば、

ていた新紙幣の中から二七〇〇萬圓を發行した。 (7)政府紙幣の增發。損傷紙幣の交換準備として備え 回堺縣上納金。これによるものは一○萬圓である。

があるから、合計五〇〇〇萬圓となる。このように戦 年一―二月に發行された繰替發行紙幣八〇〇萬圓餘 かくして戰費總額は四二〇〇萬圓に達し、さらに十 第七十四卷 =

を與えた。 分)で借入れることにし、 反對給付として種々の便宜 立せしめ、 發行紙幣總額中一五〇〇萬圓を低利 (年五 時あたかも西南の役に際し戰費調達に迫られていた政 とする華族によつて計畫されたのが第十五銀行である。 ている。この改正を契機として右大臣岩倉具視を中心

府は、金錄公債發行前に假證書を下附して同銀行を設

なんらの價値關係に基づくことなき「社會生産物にとつてはまつたくの純需要」たる不換紙幣の發行

- によつて調達されたのである。営時の紙幣流通狀況は第一表の示す通りである。 大隈大蒰炯は紙幣頭に「不日金錄公債證實を發行せらるべきにより、……今國立銀行條令を改正し此證書を以て銀行を創立
- め……」と述べている(『貨政考要』前掲四六五頁) しむるときは、其運轉活用の道を得るを以て或は其價格低下に至るの憂なからん。然らば則ち一は以て聾士族の困難を冤れ
- (2) 拙稿前揭二九頁
- (3)四一六頁) 銀行條令によれば變行額の四分の一の準備を要するのに政府貸上分に限り百分の五としたこと等々 (「貨政考要」 削揭四
- (4) 明治財政史第十二卷一一九頁
- (5) 岡橋保「最近の物價問題」バンキング四三頁

其以上一千萬圓を增加する毎に必ず拾銭の間差を生じたるを知れり」と述べている。インフレ發生前の紙幣流 なる關係にあつたかということである。 となる。そこで問題は、 さて、インフレーションの研究にあつては、紙幣の流通量と貨幣の流通必要量との關係を究明することが出發點 右のようにして權力によつて創造增發された不換紙幣は、貨幣の流通必要量に對して如何 松方伯は「我が流用紙幣の適度は、 明治十年の現敷乃ち一億餘圓にして

第一表によれば六ー九年の通貨總額は約一億五千萬圓であり、內紙幣流通額は約一億圓である。 することにしよう。 そのための手がかりとなるのは、 本位貨と紙幣との間における打歩の有無及び物價である。 適度が、果して松方伯のいうように一億圓であつたか否か、との點の究明をも合せて當時の貨幣流通必要量を析出 (當時わが國は、

**饗質的には銀本位國であつた)紙の差は、旣述のように八―九年五錢以下であり、九年(六月)には消滅している。** らに物質についてみれば、明治六年を一〇〇として七年=一〇二、八年=一〇五、九年=一〇一と殆ど變化してい

ない。 したがつて一億五千萬圓は當時の貨幣流通必要量に適合した流通量と考えて大過ないであろうし、 一億圓

松方伯の言うように「流用紙幣の適度」と思われる。

すべて必要量を超えるものであつたことは容易に理解し得るところである。 流通必要量が右の通りであつたとき、 なんらの價値關係に基ずくことなく發行された五千萬圓に上る不換紙幣が、

明治十七年九月松方伯の糾宵領事髙橋新吉氏への子紙「明治財政史」第十一卷二一六頁

② 瀧澤直七「稿本日本金融史論」八九—九〇頁

캂

(1)

摘して居られるように、先ず第一にインフレー 來するのである。 幣一圓→「減價」の解消となるからである。とのような通說の缺陷は、それが價格標準の問題を見失つたことに由 紙幣の流通量が必要量を超えた時に生ずるところの需給の不均衡にもとずく物價騰貴は、 そインフレー にインフレー のを否定せぜるを得なくなる。需給の不均衡→商品價値の增加→商品價値と價格との背離の解消→貨幣金 とずく質質的な騰貴に他ならないからである。 通手段としての紙幣の「減價」は、流通手段としての形態現定における貨幣(金)の「減價」と同じく固定性をもた さて通説によれば、 からである。 . ショ ションとしているが、これは正しいとは言えない。若しこの立場に立つならば、 インフ しかるに物價の一般的騰貴の、 ンの一特徴である。 不換紙幣の現實の流通量が貨幣の流通必要量を超え、紙幣が「減價」することをもつて直ち 1 1 ションの本質は、 第二にそれはインフレー 最後にそれは「減價」自體を解消せしめ、 不換紙幣が必要量以上に發行されるととを通じて價格標準の切下に ション時における紙幣「減價」の固定性は説明できない。 相當期間にわたる存績に反映されるところの ンコン時の物價騰貴の名目性を否定することになる。 長期的には價值關係にも 1 ンフ 岡橋教授が明次に指 「減價」 Ι シ の固定性と 置なる流 ンその 圓

第七十四卷 三八八 第六號 二三

治初期のイ

ν J

*ک* ء

第七十四卷

事質上二五%だけ切下られたことになる。 質質上銀本位國であつたから、價格標準としての機能を果す貨幣は當然銀である。明治十年において一圓銀貨は、 らない。そこで以下においては、當時の價格標準の事質上=經濟上の切下の檢出が問題となる。わが國はこの當時 貴は名目的なものである。したがつてインフレーションは、 るからである。さらにこの場合、商品價値及び貨幣價値にはなんらの變化も生じていないから、このような價格騰 られると、一圓金貨と等價關係にあつた商品は紙幣二圓と交換されるようになり、より以上の紙幣の增發が起らな 〇〇〇萬圓が新たに增發されたのであるから、一圓紙幣の代表する銀量は四・八九〇三七五匁となり、 六・五二○五○○匁の銀を含んでいた。流通必要量一億五千萬圓に對して、價值關係に基ずくことなき不換紙幣五 い限り商品價格のより以上の變動をひき起す要因はどこにもなく、したがつて商品價格はこの點で安定し固定化す つて「減價」は固定し、 至る點にある。 すなわち流通必要量を超える紙幣の增發→その代表する金量の減少→價格標準の事質上の切下とな 商品價格は名目的に騰貴するのである。というのは、例えば價格標準が事實上半分に切下 「計算貨幣の機能の問題」として把握されなければな 價格標準

以下インフレーション下の諸現象を觀察しよう。 かくして明治十一年以降のインフレーションは、 西南戦費の調達方法がその原因であつたと言わなけばならない。

鮏 (1) **兜**□五〇一【頁)。 ことになるとして「金の價値が低下した場合のそれと何ら區別され」なくなると批判して居られる(飯田繁「物價の理論的研 幣價値」の低下はその生産に社會的に必要な勞働時間の低下を意味することになる、③この場合紙幣は價値尺度機能 飯用繁氏は「紙幣の減價」からインフレ物價を説明せんとする通說を、(1)もしこの立場に立てば紙幣は價値物となる、 これは通説がインフレ物質の名目性を否定することになることを正しく指摘されたものである

(2)岡橋保 「紙幣流通の法則と貨幣敷量說」(九大經濟學研究第十八卷第三號)參照

岡橋前揭参照

諸物價中、

米價及び銀價の騰貴は最も甚だしい

(第二表参照)。

米價騰貴の原因は、

インフレによるものの外に、

第七十四卷

三九〇

第六號

<u>-</u>

s					'
項目	10年	11年	12年	13年	14年
米 饵	5.16	6.04	8.06	10.47	10.49
米價指數 東京軍要	100	117	156	203	203
品物質指 数	100 FW	103	114	130	186
入 超	4072	6,886	4,777	8,231	132
對 金 貨 國 入 超	-	手例 10,980	3,877	7,795	88,8 (比較)
金貨流出高	∓M 7•267	6,139	9,644	9,584	5,634
銀貨 -個 に對する 紙幣價格	щ 1. <b>0</b> 33	1.099	1.212	1.477	1.696
偷 敦 宛 参 着 場	巡線につき 志 片 3.11.8	3.9.5	3.8.1	3.8.9	8.8.5
世界金銀比價	金1に對し 17.22	17.94	18.40	18.05	18.16

-七頁、紙幣整理前掲 明治大正國勢總覽」

頗る餘裕を生じ、

琴で同十一年以降米

價頻りに騰貴せしを以て其收獲の半を

舉あるや、農家既に此時より其生計に 價騰費について「明治十年地租輕減

. О

9 得るに至り、農家の生計面目を一 賣却するも尙平時に超過するの利潤を 而して其餘裕は旣ね之を外國品の

變世

によるものと推測される。 通ずる市場價格の變動なる要素が加わ つたこと、及び米商會所における投機 て平年作を下廻つたため、 明治十一十四年中十二年以外はすべ 需給關係を なお、

4.890375=1.630125匁。これを6.520500匁で割れば25%となる。 拙稿前揭 との計算は次のようにして行い得る。6.520500×150000000=978075000放こかを 2頭で劃ると4.890375気とみる。6.520500—

ある。すなわち米價騰貴は全農民を潤した 購入に供用せられたる如じ」とする見解が 第七十四卷

	第	三	表	
	Α	В	С	D
	地租政正の檢査例	明治七・八・九年の平均米價による割合	明治十年の減租及び同十一年の米價による割合	明治十一~二〇年の平均米價による割合
國家	% 34	13	12	11.5
地主	% 34	55	56	56.5
小作人	% 32	82	32	32
合計	1.00	1.00	100	100

とき、インフレ時の地主取得率はさらに大きいと考えられる。これに反し小作人取得分は、自家消費が壓倒的である は十一-二十年の平均米價によるものであるが、十一年以降に於ける米價騰貴及び十五年以降の急落を考慮に入れる ―している。従って小作人取得率は定しているわけである)。 地主の取得分は半ばを超え、次第に增加している。しかもD こと、及び農家購入品の騰貴を考慮するとき小作人及び小自作農の家計は錚ろ惡化したと言える。とのような地主の 及び小作人取得分はすべて飯米となることを假定 ―但しこれは大體において正當な假定と思われる 料の絕對量が地租改正檢査例のまま不變なること、 す第三表によれば る。小作人の全勞働生産物の分配比率を示 ことになるが、このような見解は誤謬であ (同表は一反步收獲米・小作

幣は乃ち世上通貨の影法師にして……」と述べている。この見解は明治十年の流通必要量が、 千萬圓に上れり。 而して其相場は登圓七八拾錢の間にありし。左すれば壹億餘圓の適度に超過せし七八千萬圓の紙

優位は、耕地總反別中、小作地が明治六年の三一・一〇%から十六年の三六・七五%へ増加したことにも現われ

ている。

かくして米價騰貴の恩惠はもつばら地主に歸し、彼等はその餘剩購買力を輸入品の購入にあてたものと推測される。 次に銀價騰貴について松方伯は、先の引用に續いて「明治十三四年間紙幣最低下の時は發行紙幣の高は壹億七八

松方伯のいう「紙幣

が一圓として表示され、新らしい事質上の價格標準になるのだから、 流通の適度」たる一億圓と一致すれば正しい。しかしながら兩者は一致せず、後者は先に明かにしたように一億五 の含む銀量を3匁とすれば、價格標準が事實上切下られた時の一圓相當銀量は1000 匁である。そして今やとの銀量 る價格標準の事質上の切下率は二五%であるから、それによる銀價の騰貴率は次の方法で計算できる。今一圓銀貨 干蒿圓である。したがつて松方伯がとこで述べている數學的說明は成立しない。 既述のように不換紙幣の增發によ

 $a:\frac{100-25}{100}a=x:1$  $1 = \frac{75}{100} x$  $x = 1.33^{(m)}$ 

らず、傭丁役夫等の如き壹錢の貯へなきものも亦爭て之に熱中し、其取引の卒額平均日に百萬弟に下らず」と述べ 取調候處……、 及び銀に對する投機によるものである。大隈大藏鄕の洋銀取引所設立に關する太政大臣への上申書中にも、 違つているが、これは後述のインフレ中における繼續的入超のため、本位貨たる銀に對する需要が增大したこと、 幣價格は十三年一・四七七圓、 十四年一・六九六圓(最高は阆年四月一・七九五圓)となつていて右の計算と相當くい るものであるということである。この點を見失つたところに後述のインフレ對策の誤謬の源泉がある。 ている。さてここに注意すべきは、 かくて價格標準の事實上の切下により從來の一圓銀貨は一・三三圓になる。第二表によれば、銀貨一圓に對する紙 重に空相場取引の致す所に有之。現今に至りては舊來洋銀に關係の商估獨り之が取引をなすのみな 米價・銀價の騰貴の根本原因は、 不換紙幣の增發を通ずる價格標準の切下によ 一百方

註 (1)(2)明治財政史第十二卷一五七頁。瀧澤直七氏も同じ見解である。瀧澤氏前掲一五二―三頁 十五年八·七六圓、十六年六·○八圓、十七年五·三七圓、十八年六·九○圓(「紙幣整理」前掲二四六—七頁)

/明治初期のイ

ンフ

第七十四卷

- (3)明治財政史第十一卷二一七頁

明治財政史第十一卷四〇六頁

(4)

貴率(これは先の價格標準の切下によるa匁の銀量の新價格に關する計算と会く同じ計算で算出し得、騰貴率は三三%となる)と 次に現實の物價騰貴率は東京一般物價指數によれば、 (第二表参照)。 價格標準の事實上の切下率から理論的に計算された物價騰

ほぼ同じであることが注意されなければならない

及び同じくインフレによる地主階級その他の增加購買力が輸入商品に向つたととによる。 貿易は繼續的な入超を示している(第二表)。これはインフレによる國內物價騰貴のために輸出不振に陷つたこと、

その決濟のために爲替需要が增大してマイナスの利子が增大したことである。第二の原因は金銀比價の變動である。 二つある。先ず第一は、價格標準の事實上の切下→物價の名目的騰貴→入超→支拂差額の逆調によるものであつて、 +(その期間の)市場利子によつて決定される。この點を考慮しつつ爲替相場の下落の原因を考へてみるに、それは さらに銀行が介在するに至れば、市場利子が追加される。したがつて現實の參灣爲替相場は、貸付元本+爲替利子 爲巷相場は連年下落している(第二表)。元來、爲替取引は資本の貸付行爲であるからそこには利子が生じてくる。

ものである。このような原因による銀價の繼續的な下落は、銀貨國が金貨國に對して平價を繼續的に引下げるのと 同じ作用を及ぼす。 それは、生産費の減少を伴つた生産額の増大、及び各國の金本位制採用・銀鑄造停止等の需給關係の變化に基ずく 世界の金銀比價をみるに銀價は、 ところで為替相場の一構成部分たる質付元本は、平價のとのような引下げによつて影響をうけ ドイツの金本位制採用(明治六年)を契機として明治八年頃より下落し始めた。

るから、

爲替相場は下落するわけである。

″明治初期のイ
ン
フ
レ
ſ
<b>&gt;</b> /
3
ンル

第七十四卷

三九四

第六號

二九

項目	明治 - 10年	11年	12年	13年	14年
金 利	10.5	12.0	13.0	14.0	10.1
舊公債	_	21.92	21-14	18.63	16.00
新公债	_	6 <b>5.</b> 93	65.04	53.00	54.97
秩 禄公 债	, <u> </u>	101.58	97.82	92.00	85.00
七分金 祿公債		83.50	81.31	71.85	69.50
起業公債		79.71	78.19	73.50	60.00
東京株式 取引所株		,	205.95	144.75	210.00
第一銀 行 株	107.45	118.81	199-16	159.02	157.06
東京米商會 所 株	-	-	331-86	217.95	121.72

瀧澤直七前揭一四四頁。

より端的にG―W―Gに示される資本回轉の早い流通過程において利潤を得ようとして、 本の運動を示すものであつて、これが極端化する 資本が大量にそとに逃避することは、インフレ ようになるわけである。 ともつばら投機取引によつて利潤を得ようとする 通有の現象である。このG―W―Gは實は商業資

高潮に達した點に現われている。インフレが相當進行するとG—W…P…W—Gによる利潤の獲得(すなわち生産過 多くは投機取引に從つたものと推測される。このことは會社の增加が、インフレの最も進行した十三―十四年に、最 四年二八〇〇萬圓と急激に增加している。しかしながらこれらは何れも小規模であり、且つ商業資本的色彩が强く、

灰に企業活動狀況をみるに、會社資本金總額は明治十年四六萬圓、十一年八九萬圓、

十二。三年一一〇萬圓、

十

程を經た價値增殖)

よりも、

さらに前述の投機取引が盛になるにつれて、その→銀行に對する貸付資本需要の増大→利子率上昇。一規模での商工業維持に要する名目貨幣額の増大一規模での商工業維持に要する名目貨幣額の増大・銀行に對する貸付資本需要の増大→物價騰貴→以前と同一規模での商工業維持に要する名目貨幣額の増設を製作します。第四十分に前述の投機取引が盛になるにつれて、そのでは、利子率についてみよう。第四十分に前述の投機取引が盛になるにつれて、その

有價證券價格が正反對の方向に密接な關聯をもつて運動することは、周知の事實であるから、これ以上觸れない。 ための資金需要が増大し、この面からも利子率が上昇したことは容易に理解し得るところである。さらに利子率と 最後に賃銀の動きについて。第五表は東京の勞働者の一例を示すものであるが、これを第二表の米價騰貴の動き

項目	織物	製紙
年女	職 工	女 工
明治 [	pro	[H]
10年	0.105	0.062
11年	0.156	0.060
12年	0.163	0.067
13年	0.178	0.067
14年	0.197	0.088

貨幣制度調查會報告

日給

(2)

註 (1)

したがつて質質質銀の下落は大巾且つ急激である。 (2)拙稿前揭參照 川合一郎「爲瞽相場の本質」(大阪市大經營研究第九號)

参照

と比較すれば、賃銀の上昇率は甚だしく遅れ、且つ上昇率は遙かに低い。

報社「明治大正國勢總覽」一九八頁)。 明治十四年末の一社営り資本金は値か「萬五千圓にすぎない(東洋經濟新

以上、インフレの原因及びインフレ下の諸環象を概觀したのであるが、

以下それに對する政府の對策を論ずることにしよう。

第三章 インフレ 1 シ ョ ンに對する政府の對策

た 政 府は大別して五つの對策を採つたが、その多くは誤つたインフレーショ ン把握に立脚していたため失敗

又其發行も過多なるに非ず、銀貨に對して差あるは洋銀の騰賞せるに由れるなり」との說が朝野を通じて行われた。 政府はとのような認識の下に銀價騰貴の抑制を決意し、明治十二年四・五月頃より國庫中の銀貨二四〇萬圓餘を第 一銀の賣出。 物價騰貴は常に洋銀相場の動きに遅れた。そこで「十一、十二兩年間は紙幣の價は下落せるに非ず、

圓 答もなく、政府も以後この方策は抛棄した。 矯正によつて物價騰貴を抑制せんとするものであつたため、インフレの本質にふれた對策ではあり得ず、成功する を見誤り、價格標準の切下の二つの結果たる銀價の騰貴と物價騰貴とに着眼して、一方を他方の原因と考え、その 圓になつた。元來との對策は、不換紙幣の增發→價格標準の事實上の切下→物價及び銀價騰貴なるインフレ た。そこて政府は同年四・五月頃より第一・第二・三井銀行をして銀貨六○○萬頃餘を再び賣出させた。 二國立・三井の兩銀行に託して、 一・五四九圓 (六月) へ下落したが、賣出がやや綏慢になると(七月)再び騰貴し始めて、 (四月) より | ・ 三六七圓 (六月) へ下落したが、入超のため再び騰貴し始めて、九月には一・四八九 密かに市場に賣出させた。 このため銀價は一・二四七圓(四月)より一・一〇二 十三年三月には一・四三五圓になつ そのため ・の本質

は、 る銀價の騰貴を抑制できなかつたばかりでなく、政策自體が一貫性を持ち得なかつたのである。 と同じく政府がインフレの本質を誤認したことによる誤れる對策である。 差價を生ずるに至るとの說を深く信」じたところにある。すなわち洋銀取引所・正金銀行の設立は、 た。このような對策を講じたゆえんは、政府が「洋銀の缺乏により其價格騰貴し、其價格の騰貴により銀紙の間に である。 疑」なきところと述べている。銀價騰貴の抑制、これを目的として政府は十二年二月橫濱洋銀取引所を設立したの 臼洋銀取引所・横濱正銀銀行の設立。さきに引用した洋銀取引所設立に闘する大隈大殱郷の太政大臣への上申書 洋銀投機の原因を「公許設立の取引所」がない點に求め、「此際至急横濱に於て洋銀取引所一箇所設立の儀御許 横濱正金銀行は、 - 然るに於ては…前條の如き空相場取引をなさしめず、隨て其天然の價格に復せしむるを得べきは…豪も 「政府が銀貨の騰貴を防ぐため、 資施したる重なる方略の一」として十三年二月開業し したがつてこれらは、 **1**11J われわれはその例 れ 先の銀の贾出 もその目的

#明治初期のインフレーション

第十七四卷

第七

上一四卷

を取引所に闘する政策にみることができる。

|| 銀貨取引所・株式取引所における取引の制限。 一二年九月政府は東京・大阪兩株式取引所における金銀貨の

上昇抑制のため取引所を設立した最初の趣旨に從つたものである。 さらに横濱洋銀取引所を横濱取引所と改稱させて、洋銀のみならず金銀貨の取引を許した。これは銀價 しかるに銀價はますます上り、十三年四月には

同年末には銀價がますます騰貴したので、政府は斷然金銀貨の取引を禁ずべしとの説が起つたが質施されなかつた。 株式取引所條令を改正し、 五月金銀貨取引を再び許したが、 同月中には再び其定期質賞を禁止している。 一・五七九圓に達した。そとで政府は騰貴の原因を取引所における投機に求め、金銀貨の取引を禁止した。 次いて さらに

指摘したように、 このように洋銀取引所に對する政府の對策は、 政府がインフレの本質を把握し得なかつたことに由來するものである。 常に動揺して一貫性を持ち得なかつたのであるが、それはしばしば

(1) 「紙幣整理」前掲二二二頁

(3) (2)明治財政史第十一卷四〇七頁 明治財政史第十二卷一五二—三頁

「紙幣整理」前掲二一四頁

「紙幣整理」前掲二一三頁

以上の敍述は「紙幣整理」前掲二一三―四頁によつた。

生産の昂揚を通じてインフレを抑制せんとした對策について見よう。 うな論理が横たわつている。いわく、 四) 殖產興業。 以上三つの對策は、 何れも銀價の抑制を通じてインフレを克服せんとするものであつたが、つぎに 物價騰貴の原因は洋銀相場の騰貴にあり、洋銀の騰貴は正貨の缺乏に由來す おもらにこのような對策の根底には以下のよ

る 價値關係に基ずくことなき紙券が增發されて現實の流通量が必要量を超え、 私見によれば、 依存する。 る流通過程の問題ではない。しかしながらこの點を餘り重視しすぎると、却つて誤謬に陷る。 もなくインフレは、社會の再生産構造との連關においとらへらるべきものであり、その限りにおいて、 上昇を通じてインフレを抑制せんとする立場は、質はインフレの本質にふれた重要な一面をもつている。 圓はこのために支出したのであるが、保護を受けた民間産業の多くは失敗し、貸付金は回收不能に陷つた。 かる認認の下に準備金を支出して民間に貸付け、或は官營工場を設置した。 のである。 正貨缺乏の原因は入超にあり、 この點を無視していかに生産力の上昇に努力しても、紙券の增發が停止されない限りインフレは克服できな 面をもつ」と言つたのはまさにこの意味である。 貨幣の流通速度を一定とすれば、 生産の問題は、とこでは、 生産の問題は、 インフレの論理においては、 入超は國內産業の不振に由來する、 商品量及び商品價格の背後にある商品價値の問題に還元される。 その社會で生産された商品の價格總額 しかるにインフレは單なる流通必要量の問題ではなくて、 流通必要量の問題として把握さるべきであつて、 故に産業を興さねばならないと。 準備金總額五二〇〇萬圓中二三〇〇萬 價格標準の事實上の切下に至るもので (商品價格に商品量を乘じたもの) 周知のように流通 したがつて それは單な V 政府はか 生産の うまて 重 K 必

求めているように考えられる。 れは松方大藏卿である。 る對策方針には、著しい相異がみられる。政變以前の擔當者は大隈大藏卿、後には大隈参議・佐野大藏卿政變後のそ 纽 紙幣整理。明治十四年 大隈・佐野兩氏はイ (千月) の政變前後で、政策擔當者のインブレの原因に關する基本的視點及びそれ 從つて兩氏のインフレ對策は、紙幣整理の方針もとつてはいるが確信がなく、寧ろ外 ン フ レの原因を的確に把握し得ず、入超による正貨の不足にその原因を に對す

#明治初期のインフレーション#

第七十四卷

新たに大皷卿に就任した松方伯は、インフレの原因は不換紙幣の增發にあり物價騰賣は「影法師に屬するの空價」 松方伯の就任當時インプレ政策の矛盾が露呈して行詰り、その克服を可能にする客觀的條件が當時旣に成熟しつつ なく、インフレの原因を的確に把握していたことである。 であるとの認識の下に、紙幣の銷却に努めて遂にインフレの克服に成功した。その具體的過程は別の機會で論じたの ものである)した後、酒造税則の改正・各省經費の節減などの方策を採用したが、 銀價は十四年四月最高に達した。 銀の賣出を中止 れによつて紙幣を銷却しようとした(丁三年初)が、遂に容れられなかつた。 しかも銀價はますます上昇したため、 たため、大隈卿はその方針を强力に推進する自信を喪失した。次いで大隈・佐野兩氏は外債五千萬圓を募集し、 ら當時商工業者は貨幣資本の缺乏に苦しみ、資本缺乏・金利騰貴の原因を通貨の不足に求め、紙幣の增發を要望し 差が甚だしくなるにつれて、 銷却期間を八年に短縮した減債方案なるものを發表(千二年六月)した。 銷却に闘する第八七號布告に依據しているのであるが、それによれば同紙幣の銷却は、明治十一年より二十八年間 資の導入に重點をおいていたようである。すなわち大隈卿の最初の對策は、西南の役に際して發行された豫備紙幣の あつたからこそ、そための政策がとりあげられ成功し得たものと考えれる。以下この點を檢討しよう。 からとこでは繰返さない。ただ問題は、松方伯のインフレ對策が何故成功したかにある。 に完了することになつていて、およそインフレ對策としての觀點に立つていたものとは考えられない。 (十三年九月)(尙、先に述べた銀の賣出を始めとする一連の政策はすべて大隈・佐野兩氏によって遂行された しかしそれだけではない。インフレ 第一の理由は言うまでも は 一の政策である。 しかしなが 彼は銀紙

## 計(1) 明治財政政第十二卷一五二頁

治丁一年より二十五年間に半圓以下の紙幣を補助銀銅貨と交換せんとする(『貨政考賞』前掲二一六頁)

- (3)「紙幣整理」前揭二一二頁
- (4)明治財政史第十二卷一五八頁
- (5)「紙幣整理」前掲二一六頁
- 拙稿前揭參照 明治財政史第十一卷二一七頁

### 第四章 イン フレ 1 シ ョ ンの限界と克服

増殖が行われる。すなわち利子生み資本においては、貨幣資本が商品となるという點=銀行資本が賃出すものは貨幣 進國の場合、特定の人々への生産手段の集中には、なりよりも貨幣資本の集積を必要とする。爲替會社・國立銀行の設 立。國立銀行條令の改正はこの點から理解されなければならない。さて周知のように利子生み資本の運動はG 遂行という點にあつた。資本の本源的蓄積の核心は、社會の生産手段の所有者と商品たる勞働力の所有者とへの分裂 需要の增加、及び投機資金需要の增大のため貸付資本に對する需要が特に增加し、そのため金利は上昇し銀行利潤は 形態における資本であるという點、および利子生み資本もそれが資本である限り價値增殖を遂げねばならないとい 示される。ここにおいては「貨幣が資本として商品」となり、なんらの「兩極を媒介する行程なくして」價值增殖に を遂行することにある。ところで、資本制生産關係への急速な移行に迫られていながら、しかも資本蓄積の低位な後 明治絕對主義政府の歴史的使命は、資本の本源的蓄積—封建的生産關係の資本主義的生産關係への轉化の强力的 との二點が特に重要である。インフレの初期においては企業利潤の增大→生産=流通活動の增大による資本 明治九年の條令改正前と十二年とを比較すれば、國立銀行は行敷において三八倍以上、資本金額におい ||自己 . -

第七十四卷 四()() 第六號

#明治初期のインフレーシ

約十一倍に増加した理由の一班はここにある。しかしながらインフレが進行すれば、G=G+gにおけるg 減少するがため各種の事業を膨脹せしめ、その牛成するに及んで物價の騰貴に遭遇し、豫想外の費用を要し須臾にし 方伯がインフレの幣害について「紙幣の增馥は…貨幣の需要を増加し、加うるに鴬初發行のために一時利子步合の 出の制限によつて自己を防衞せざるを得ない。これは資本蓄積の低位性の故に、貨幣資本を集積して産業を育成 資本そのもの絶えざる減價に脅やかされるようになる。銀行はこのような窮境に際しては、 l て借財の請求を増加し、 の實質的價値が、 地から埋解すべきであろう。かくて松方伯の就任當時、インフレはその限界に到達しつつあつたものと考えられる。 んとする方策の危機を意味する。 からばインフレの克服を積極的に可能としたところの、當時成熟しつつあつた客觀的狀勢とは何 金利の上昇にもかかわらず漸次下落してゆく。 大に利子步合を増進し、百薬隨つて萎靡し國力の退步を來す」と述べているのもかかる見 ととにインフレの矛盾が露呈し、その克服が必然的に要請される理由 のみならず銀行は、自己の提供する商品たる貨幣 利子率の引上による貸 がある。

化する。 來地租の面から貧農に押されて自由民權運動に加盟した地主を漸次脱落せしめるに至り、 の過程で、 有者 (舊藩主・上層士族) は國立銀行の設立なる形で資本制生産の中へ組み入れられたのに反し、下層士族はインフ より强化したものと考えられる。 明治十年の減租及び十一年以降のインフレが地主階級に有利に作用したことは旣述の通りである。 このように一方における特権的政商・銀行資本・地主と、 その所有公債を安く買い叩かれてプロフタリアへ轉落してゆく。 となつて現われてくるのではなかろうか。 すなわち明治政府は自己の階級的 他方、自小作・小作農民はインフレによつて收奪された。 他方におけるプロレタリアート さらに勞働者・給料生活者の地 これがやがては自由黨の 次に多額の金錄公債所 基礎をインフレの中で このことは從 という 位は悪

先に述べた客觀的狀勢の成熟とは社會の二大階級への分裂を意味していたわけである。かくしてインフレの克服は、 一方におけるインフレ政策の限界とその行詰り、 割を果したのであつて、 二大階級への分化が次第に明確になつてきた。このようにインフレは客觀的には、資本の本源的蓄積を推進する役 社會における二大階級の形成は來るべき産業資本の形成展開への展望を與えるものであり、 他方におけるその克服を可能にする客觀的狀勢の成熟、によつて

必然的に要請され可能となつたわけである。

(1)「瓷本論」前掲三四

「資本論」第三卷上高畠譯三〇〇頁

註

- (3) (2)
- 「貨政考要」前掲四三〇及び四八六頁
- 明治財政史第十一卷二二八—九頁

ければならない。 成發展への展堅を與えたものであると言つてよいであろう。 價値關係に基ずくことなき紙券の發行→その流通必要量の超過→その代表する金量の減少→價格標準の事質上の切 イズした根本原因である。だが、 して本質的には把握されなければならない。この點を誤認したことが、明治政府のインフレ對策をカリカチ 下→物價の名目的騰貴なる過程を經るところの、 以上明治初期インフレーションに闘して述べてきたが、次のように言うことが出來よう。インフレは、なんらの 當時のインフレは、 インフレは單なる貨幣問題ではなくして、 政策的には資本の本源的蓄積を推進する役割を果し、來るべき産業資本の形 優れて流通過程に關聯した問題であり、 さらに一の政策である點が考慮されな 計算貨幣の機能の問題と ュアラ

第七十四卷